

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟  
認定サークル規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「JDSF」という。）に加盟する都道府県連盟を構成しているJDSF 認定サークル(以下、「認定サークル」という。)の認定基準を定めることを目的とする。

(活動の目的)

第2条 認定サークルは、JDSF が推進するダンススポーツ及び社交ダンスの普及、振興を目的とした活動を行うものとし、原則として営利を目的としないものとする。

(所屬地域連盟)

第3条 認定サークルは、原則として都道府県連盟又は都道府県連盟が指定する地域連盟に所屬しなければならない。

2 地域連盟は、主たる活動場所の住所がある市区町村連盟とする。

(認定サークルの会員)

第4条 認定サークルの会員は、原則としてJDSF 会員でなければならない。

2 認定サークルは、所屬する会員の名簿を作成し会員の管理を行うものとする。

(JDSF 会員の所屬サークル)

第5条 JDSF 会員は、原則としてその住所、勤務先住所又は主たる活動地域のいずれかに所在する認定サークルに所屬しなければならない。

2 JDSF 会員は、複数の認定サークルに所屬することができるが、その場合は主たる所屬認定サークルを明示しJDSF 会員登録をしなければならない。

3 JDSF会員は、JDSF認定ダンス教室(以下、「認定ダンス教室」という。)を介してJDSF会員登録をすることができる。この場合において、認定ダンス教室は認定サークルと見なすものとする。

(JDSF 会員の県連盟直接所屬の特例)

第6条 以下のいずれかに該当する場合、特例としてJDSF 会員は認定サークルに所屬せずに都道府県連盟に直接所屬して会員資格を行使することができる。

(1) 所屬認定サークルの解散、認定取り消し又はサークル会員除名などによ

- り、当該認定サークルに所属できなくなった場合
- (2) 会員除名を受けた会員が、不服申し立てを行い資格が確定するまでの期間
  - (3) 都道府県連盟又はJDSF が認めた特別な理由により、認定サークルに所属できない場合

(認定サークルの会則)

第7条 認定サークルは、その運営について自主的で民主的な運営のための会則を定めなければならない。

(認定サークルの活動)

第8条 認定サークルは、第2条の定めによりJDSF が推進するダンススポーツ及び社交ダンスの普及、振興を目的とした公益活動を行うものとする。

2 認定サークルは、地域のダンススポーツ及び社交ダンスの指導、普及活動のほか、技術講習会の開催、親睦会及びパーティーの開催などJDSF 又は都道府県連盟が推奨する事業を行うことができる。

3 認定サークルは、地域連盟の総会に代表を派遣し、議決権を行使することができる。

(活動の継続性)

第9条 認定サークルは、原則として月1回以上の定期的な活動を行うものとする。

(認定サークルの役員)

第10条 認定サークルの代表者は、JDSF 会員でなければならない。

2 認定サークルの運営にあたる役員は、会則によって選出された者でなければならない。

3 認定ダンス教室をサークルと見なす場合の代表者は認定ダンス教室の申請者又は当該申請者が指名した者とする。

(認定サークルの指導者)

第11条 認定サークルでの指導は、原則として資格を有する者によって行われなければならない。

(会員の移籍)

第12条 原則として、認定サークル間の移籍は自由であり拘束してはならない。  
2 移籍を希望する会員は、別に定める「会員の移籍等に関する規程」によらなければならない。

(退会並びに休会)

第13条 会員が所属する認定サークルを退会又は休会するときは、当該認定サークルの代表者へ退会又は休会届を提出し、当該認定サークルの代表者は速やかに退会又は休会手続きを行わなければならない。

(会員資格の喪失)

第14条 認定サークルの会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡

(会員の除名)

第15条 認定サークルの代表者は、次の場合に会員を当該認定サークルから除名することができる。

- (1) 所定の会費を納めなかったとき
- (2) JDSF、所属連盟又は所属認定サークルの名誉を著しく損なう行為があったとき
- (3) JDSF、所属連盟又は所属認定サークルの目的、規則に違反する行為があったとき

(認定サークルの会費)

第16条 認定サークルに所属する会員は、次の会費を納めなければならない。

- (1) 認定サークルの会員は、認定サークルの維持運営のため必要であると認められる経費を認定サークルの会費として分担し、これを納めなければならない。
- (2) JDSF 会員は、JDSF 定款及び規程に定める年会費をJDSF に納めなければならない。

(認定サークルの会計)

第17条 認定サークルは、会員に対して定期的に会計報告を行わなければならない。

(認定の手続き)

第18条 認定サークルの認定に必要な提出書類は、次の通りとする。

- (1) 認定申請書(添付別紙、新加盟サークルのみ)
- (2) 会則
- (3) 主たる活動場所(施設名、住所を明記)
- (4) 役員名簿(氏名、住所、電話番号を明記)
- (5) 会員名簿(全会員氏名、JDSF 会員は会員登録番号を明記)

2 上記書類は、都道府県連盟に提出しなければならない。

(認定業務)

第19条 認定業務はJDSF が都道府県連盟に委託し、都道府県連盟はサークル認定委員会を設置して第18条第1項の申請に基づき本規程と照合して審査を行い、認定するものとする。

2 前項の場合において、認定サークルの構成員は原則として5名以上とする。ただし、都道府県連盟においてこれを緩和することができるものとする。

(年度更新手続き)

第20条 年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する。

2 認定サークルは、登録に関して変更の意思表示がない限り自動更新するものとする。

3 認定サークルは、第18条第1項第2号から第5号に規定する書類に定める内容に変更があった場合には速やかに都道府県連盟に提出しなければならない。

(認定の取り消し)

第21条 サークル認定申請及び年度更新時の手続に著しい瑕疵があった場合又はJDSF 認定サークルとしてJDSF の名誉を著しく損なうような行為があった場合は、都道府県連盟サークル認定委員会の審査を経て、JDSF は認定を取り消すことができる。

(不服申し立て)

第22条 認定を希望するサークルが第20条で不当な認定審査を受けた場合若しくは第22条で不当な認定取り消しがあった場合又は第16条で不当な会員除名があった場合、当該認定サークル又は会員は、都道府県連盟会長又はJDSF 会長宛に不服申し立てをすることができる。

(不服申し立て期間の会員資格)

第23 条 第16条で会員除名を受けた会員が第23条にもとづく不服申し立てを行う場合は、資格が確定するまでの期間、第6条の都道府県連盟又はJDSF への直接登録が認められるものとする。

(疑義)

第24 条 本規程に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、JDSF 理事会又は業務執行理事会にて決定する。

(附則)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(認定サークル規程 別紙)

## 認定申請書

〇〇県ダンススポーツ連盟  
会長

殿

平成 年 月 日

(サークル名)

(代表者名)

印

(住所)

(電話番号)

このたび、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟認定サークル規程に基づき、〇〇県ダンススポーツ連盟所属の認定サークルとしての認定を得たいので、関係書類を添えて申請いたします。

なお、認定に当たっては公益社団法人日本ダンススポーツ連盟定款及び〇〇県ダンススポーツ連盟規約を遵守するものと致します。

### 添付資料

- 1) 会則
- 2) 主たる活動場所（施設名、住所）
- 3) 役員名簿（氏名、住所、電話番号）
- 4) 会員名簿（氏名、JDSF 会員は会員登録番号）



- (1) 会長1名、運営役員若干名
  - (2) 監事1名以上
- 2 監事は本会の会計を監査し、会長又は運営役員を兼ねてはならない。

(総会)

第7条 本会の総会は会員をもって構成し、必要に応じ開催する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。
- 3 総会では、規約の改正、役員の選任その他必要と認められた事項の承認を行う。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(指導者)

第9条 本会は会員の意向を尊重して指導者を選任するものとする。

(会員の除名)

第10条 次に該当する場合は、当会から会員を除名することができる。

- (1) 所定の会費を納めなかったとき
- (2) JDSF、\_\_\_\_県連盟又は当会の名誉を著しく損なう行為があったとき
- (3) JDSF、\_\_\_\_県連盟又は当会の目的、規則に違反する行為があったとき

附則

この会則は、平成 年 月 日から施行する。